

受付番号

※ この欄は協会にて記入します。

外国人観光客受入基盤整備事業
(宿泊施設トイレ洋式化) 認定申請書

平成29年7月7日

(公社) ひょうごツーリズム協会理事長 様

〒650-8567

住 所 神戸市中央区下山手通5-10 1号館

商号又は名称 ひょうごツーリズム荘

代表者の氏名 兵庫 かん子 

電話番号 078-361-7661

外国人観光客受入基盤整備事業(宿泊施設のトイレ洋式化)について、補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業者名 兵庫 かん子
- 2 補助対象施設名 ひょうごツーリズム荘
- 3 補助事業の内容 和式トイレの洋式化
- 4 交付申請額 金 307,000 円
- 5 補助事業の期間
 - 工事着工予定日 平成29年 10月 2日
 - 工事完了予定日 平成30年 1月 31日

① 工事着工日は交付決定日以降
ただし平成30年2月末まで
* 交付決定前の工事着工は補助対象外

② 日付は余裕をもってご記入ください
* 工事完了日を変更する場合は、申請が必要

- 6 添付書類
 - (1) 補助事業計画書 (別紙1)
 - (2) 補助事業収支予算書 (別紙2)
 - (3) 誓約書 (別紙3)
 - (4) 施設の付近見取り図 (地図)
 - (5) 施設の平面図 ※改修するトイレの場所が分かるよう明示すること
 - (6) 設置するトイレの概要が分かる書面 (カタログ等)
 - (7) 工事着工前の写真
 - (8) 工事費等の見積書 (写し)
 - (9) 法人の場合は登記事項証明書 (履歴事項証明書)、個人の場合は住民票の写し (抄本)
※申請日から起算して3か月以内に発行されたもの
 - (10) 旅館業営業許可証 (写し)
 - (11) その他理事長が必要と認める書類

別紙 1

補助事業計画書

1 基本情報

担当者	役職		電話番号	078-361-7661
	氏名	兵庫 かん子	メールアドレス	info@hyogo-tourism.jp

2 補助事業実施施設

施設名称	ひょうごツーリズム荘			
施設所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10 1号館			
客室数	24 室			
年間宿泊者数	5500 人			
うち外国人宿泊者数	100 人			
現在の施設内の トイレの現状	和式トイレ数 (A)	洋式トイレ数 (B)	全数 (C=A+B)	洋式化率 (B/C×100)
	11 基	9 基	20 基	45.0%
改修工事実施後の トイレの状況	和式トイレ数 (A)	洋式トイレ数 (B)	全数 (C=A+B)	洋式化率 (B/C×100)
	7 基	13 基	20 基	65.0%
改修工事実施場所・ 改修基数	実施場所			基数
	4F 男子トイレ 1、女子トイレ 1 客室 303 号室 1、305 号室 1			4 基
施設整備を 必要とする理由	外国人宿泊者が年々増え、洋式トイレのニーズが高まっており、より一層のおもてなし向上を図るため			
他の補助金の併用	有 / 無			
	※「有」の場合は、その申請状況を具体的に記載すること			

小数点 2 位
以下四捨五入

※トイレ改修を申請する施設ごとに提出すること。

補助事業収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	摘要
補助金額	307,000 円	ひょうごツアーリズム協会
自己資金	377,720 円	
その他	円	
合計	A 684,720 円	

※ 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額を記入してください。(千円未満切捨)

※ 他から補助金を受ける場合は、「その他」欄に金額を記入し、摘要欄に相手方を記載してください。

2 支出の部

区分	予算額	摘要
補助対象経費	B 614,000 円	
補助対象 外 経 費	消耗品費	円
	他の補助金活用分	円
	その他	20,000 円 手すり x 4
	消費税	50,720 円
計	A 684,720 円	

※ 手すりやオストメイト用設備、ベビーシート、ベビーホルダー等の改修・設置費用は補助対象外ですので、「その他」欄に金額を記入し、摘要欄に内容を記載してください。

3 参考

改修基数	1 便房当たりの工事費 【全体経費ベース】	1 便房当たりの工事費 【補助対象経費ベース】
	(補助対象経費 + 対象外経費) ÷ 基数	補助対象経費 ÷ 基数
C 4 基	D 171,180 円	E 153,500 円

※ 小数点以下切捨で金額を記入してください。

$$A \div C = D$$

$$B \div C = E$$

別紙3

誓約書

公益社団法人ひょうごツーリズム協会 理事長 様

宿泊施設トイレ洋式化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴排条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

平成29年 7月 7日

住所 〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10 1号館

代表者職氏名 兵庫 かん子



ひょうごツーリズム荘 平面図①

記入例

改修するトイレに番号を振り、
平面図と写真にも同じ番号を記載



平面図②



記入例

